平成２１年（フ）第９０９４号
奈良県奈良市学園朝日町１番Ｄ―101号
破産者　金子美代子
１　破産債権の届出期間　平成22年８月27日まで
２　一般調査期日　平成22年９月30日午後４時
平成22年７月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５０号
大阪市生野区生野西１丁目１番30号
破産者　宏和印刷株式会社
１　破産債権の届出期間　平成22年８月31日まで
２　一般調査期日　平成22年10月12日午後３時30分
平成22年７月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９１号
岐阜市加納花ノ木町19番地
破産者　小坂　　昇
１　破産債権の届出期間　平成22年９月１日まで
２　一般調査期日　平成22年10月19日午前11時
平成22年７月21日　　岐阜地方裁判所

破産債権の特別調査期日

平成２０年（フ）第６２２号
香川県高松市川島本町317番地４
破産者　有限会社多田建具店
特別調査期日　平成22年９月９日午後２時30分
平成22年７月21日
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１４号
山形県鶴岡市三和町３番２号
破産者　佐藤　幸男
特別調査期日　平成22年９月27日午後１時30分
平成22年７月21日　山形地方裁判所鶴岡支部

債権者集会招集

平成２０年（フ）第１５６号
長崎県佐世保市卸本町21番２号
破産者　大伍寝装株式会社
１　期日　平成22年９月３日午後３時45分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年７月20日
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第４２００号
大阪府大阪市中央区久太郎町３丁目１番４号、商業登記簿上の本店所在地大阪府泉佐野市上之郷2236番地
破産者　シオタニ株式会社
１　期日　平成22年８月31日午後２時30分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年７月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５号
愛媛県今治市共栄町３丁目２番地の14
破産者　アワテヤ果物店こと　吉井　雅之
１　期日　平成22年９月27日午後２時50分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年７月21日　松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第３８７号
札幌市東区北５条東11丁目16番地２　ロイヤルシャトー北５条501号、開始時の住所宮崎市田代町179番地１　エラン宮崎Ⅰ番館803号
破産者　黒川　　勉
１　期日　平成22年10月８日午前10時30分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年７月21日　　宮崎地方裁判所破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第４６号
京都府京丹後市大宮町善王寺932番地
破産者　田中　正己
免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
平成22年７月21日　京都地方裁判所宮津支部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第２０６３号
東京都新宿区新宿３丁目26番10号
清算株式会社　株式会社さくらや
代表清算人　月野　　薫
１　決定年月日　平成22年７月20日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

更生手続開始

平成２２年（ミ）第９号
東京都港区西麻布３丁目20番16号西麻布アネックス
更生会社　株式会社南総カントリークラブ
代表者代表取締役　桐谷　重毅
１　決定年月日時　平成22年７月20日午後１時
２　主文　株式会社南総カントリークラブについて更生手続を開始する。
３　管財人　三山　裕三
４　更生会社の債務者及び更生会社の財産を所持している者は、更生会社（代表取締役）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
５　更生債権等の届出をすべき期間等を次のとおり定める。ただし、更生債権であって、東京地方裁判所平成22年（再）第３号民事再生事件において再生債権としての届出があったもの（民事再生法97条に規定する再生手続開始前の罰金等を除く。）を有する更生債権者は、当該更生債権の届出をすることを要しない。
⑴　更生債権又は更生担保権の届出をすべき期間　平成22年８月31日まで
⑵　更生債権又は更生担保権の一般調査期間　平成22年10月29日から平成22年11月４日まで
６　更生会社並びに届出をした更生債権者等及び株主が更生計画案を提出することができる期間　平成23年１月14日まで
７　管財人が更生計画案を提出すべき期間　平成23年１月27日まで
東京地方裁判所民事第８部

再生手続開始

平成２２年（再）第８３号
東京都新宿区四谷１丁目15番地アーバンビルサカス８Ｂ棟
再生債務者　株式会社高滝リンクス倶楽部
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年８月17日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年９月21日から平成22年９月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

再生債権の特別調査期間

平成２２年（再）第４号
愛知県豊田市下林町２丁目65番地
再生債務者　株式会社タキソウ
特別調査期間　平成22年８月17日から平成22年８月24日まで
平成22年７月20日
名古屋地方裁判所民事第２部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２２年（再）第５７号
東京都渋谷区神南１丁目13番15号神南ペアシティ８階
再生債務者　株式会社協和地所
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　再生計画案認可決定確定前の発行済み株式のすべて（３万2000株）
２　再生債務者が１の株式を取得する日　再生計画案認可決定確定後、最初に行う募集株式発行の効力が生ずる日
３　減少する資本金の額　1600万円
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　再生計画案認可決定確定後、最初に行う募集株式発行の効力が生ずる日
５　定款の変更　発行可能株式総数　1000株
平成22年７月14日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成１８年（再）第２１４号
千葉県野田市谷津610番地
再生債務者　鋳研工業株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成22年７月15日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２２年（再イ）第１６３号
さいたま市岩槻区大字浮谷1114番地８
再生債務者　太田　幸男
１　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年８月10日まで
４　一般異議申述期間　平成22年８月24日から平成22年８月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部